

【令和5年4月1日以降に週所定労働時間を延長した場合】

キャリアアップ助成金(短時間労働者労働時間延長コース)支給申請チェックリスト

事業所名			
短時間労働者の週所定労働時間延長後6か月分(週所定労働時間の延長を行った日が賃金締切日の翌日でない場合は、週所定労働時間の延長を行った日以降の最初の賃金締切日後6か月分)の賃金(時間外手当等を含む)を支給した日 (令和 年 月 日)		申請期間 <u>(6か月分の賃金を支給した日の翌日から2か月以内)</u> 令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日	
No.	確認	提出書類	留意事項
1	<input type="checkbox"/>	キャリアアップ助成金支給申請書(様式第3号)	
	<input type="checkbox"/>	短時間労働者労働時間延長コース内訳(様式第3号(別添様式6))	
2	<input type="checkbox"/>	支給要件確認申立書(共通要領 様式第1号)	
3	<input type="checkbox"/>	支払方法・受取人住所届	支払先口座未登録の場合及び住所地・事業主名等変更の場合
4	<input type="checkbox"/>	確認を受けたキャリアアップ計画書(写)	計画を変更している場合、キャリアアップ計画書(変更届)の(写)も必要
5	<input type="checkbox"/>	対象労働者の週所定労働時間の延長前および延長後の雇用契約書等(写)	※週所定労働時間を延長した日以降において、社会保険加入状況、及び、週所定労働時間が明確に記載されていることが必須となります。
6	<input type="checkbox"/>	対象労働者の賃金台帳(写) ( 日締 日払)・(月給制・日給制・時給制・その他)	週所定労働時間の延長前6か月分(週所定労働時間延長の適用を受けた日の前日から6か月前の日までの賃金に係る分)及び延長後6か月分(当該適用を受けた日から6か月経過する日までの賃金に係る分)
7	<input type="checkbox"/>	対象労働者の出勤簿(写)、タイムカード(写)	週所定労働時間の延長前6か月分及び延長後6か月分(労働時間の明記されているものに限ります。)
8	<input type="checkbox"/>	延長後6か月(勤務をした日数が11日未満の月は除く)分の賃金(時間外手当等を含む)が支給されていることについての本人の確認書	
9	<input type="checkbox"/>	【中小企業事業主である場合】 ①または②のどちらかをご提出下さい ①登記事項証明書(写)、資本の額又は出資の総額を記載した書類(写) ②事業所確認票(様式第4号)	①の提出は任意となります(※提出が無かった場合は、法人に限り登記情報連携システムを用いて労働局で確認します) ①または②の一方で確認できない場合、双方の提出を求める場合があります。
「公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律」に規定される事業所の場合に必要な書類			
10	<input type="checkbox"/>	特定適用事業所該当通知書(写)	
11	<input type="checkbox"/>	任意特定適用事業所該当通知書(写)	
※	<input type="checkbox"/>	支給申請チェックリスト	確認済みのこのチェックリストも申請時に添付してください

※上記以外にも審査過程で必要な書類を求める場合がございます。

福岡労働局 福岡助成金センター (担当 )  
〒812-0013 福岡市博多区博多駅東2-11-1 福岡合同庁舎本館1階  
TEL (092) 411-4701 FAX (092) 411-4703

申請書受理日 ( / )